

東京都地域医療対策協議会設置要綱

平成 19 年 5 月 21 日付 19 福保医人第 393 号
一部改正 平成 25 年 11 月 29 日付 25 福保医人第 1617 号
一部改正 平成 27 年 2 月 24 日付 26 福保医人第 2361 号
一部改正 平成 27 年 11 月 30 日付 27 福保医人第 1901 号
一部改正 平成 29 年 11 月 30 日付 29 福保医人第 1909 号
一部改正 令和 5 年 7 月 1 日付 5 福保医人第 943 号

(目的)

第 1 医療法第 30 条の 23 第 1 項の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方策を協議することを目的として、東京都地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第 3 協議会は、医療法第 30 条の 23 第 1 項に掲げる者及び学識経験を有する者の中から、保健医療局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は委嘱し、又は任命の日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は複数置くことができる。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第 6 協議会には、専門的な観点から意見を聴取するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、局長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員の任期は、その都度、定めるものとする。

(部会)

- 第7 協議会に、専門的な事項を検討するため部会を設置することができる。
- 2 部会の委員は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
 - 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
 - 6 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
 - 7 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(招集)

- 第8 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、第3及び第6に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
 - 3 部会は、部会長が招集する。

(会議及び会議録等の取扱い)

- 第9 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。
- ただし、会長、副会長、部会長、副部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

- 第10 協議会及び部会の庶務は、保健医療局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 第1 この要綱は、平成19年5月21日から施行する。
- 第2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

- この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。